

令和元年（ワ）第 33338 号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 外 2 名

準備書面（2）（被告 JR 西日本）

令和 2 年 6 月 1 日

東京地方裁判所民事第 16 部 C 係 御中

被告西日本旅客鉄道株式会社訴訟代理人

弁護士

弁護士

本準備書面は、訴状の請求の趣旨第 2 項（被告西日本旅客鉄道株式会社（以下「被告 JR 西日本」という。）に対して、新幹線の運賃等の払戻額及び慰謝料の支払を求める請求）に関して、訴状及び令和 2 年 2 月 14 日付けの準備書面に対し、必要な範囲で反論を行うものである。

1 新幹線の運賃等の払戻額の支払を求める請求について

本請求について原告が主張する訴訟物は依然として明確ではないが、「被告らが、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のために廃止すべき喫煙ルームを廃止しないという不作為は、利用者を途中で病気や怪我に遭わせないという意味での『安全』という運送契約上の債務（義務）の不履行状態に当たる」（原告の令和2年2月14日付けの準備書面〔2頁〕）と主張していることに鑑みると、原告は、被告 JR 西日本が新幹線の喫煙ルームを廃止していないことは同社との間の運送契約の債務不履行を構成するとして、債務不履行に基づく損害賠償請求権を訴訟物として主張していると考えられる。

しかしながら、準備書面（1）（被告ら共通）において主張したとおり、被告 JR 西日本を含む被告らが運行している新幹線の車両に設置された喫煙ルームは健康増進法及び健康増進法施行規則において定められた基準・要件を満たしたものであるから、そのような喫煙ルームを廃止していないことが原告との間の運送契約の債務不履行を構成する余地がないことは明らかである。

したがって、新幹線の運賃等の払戻額の支払を求める原告の請求には理由がない。

2 慰謝料の支払を求める請求について

原告は、民法 709 条に基づく本請求の請求原因として、被告 JR 西日本の従業員である車掌が「原告に不利益な措置を採った（席の移動を強いた）」ことを主張している（原告の令和2年2月14日付けの準備書面〔3頁・③のイ〕（なお、4頁の冒頭部分によれば、③のアは、新幹線の運賃等の払戻額の支払を求める請求の請求原因として主張されているようである。))。

原告が主張している車掌との間の具体的なやり取りのうち、その大まかな経

過についてまでは積極的に争うものではなく¹、仮にそのような経過があったとしても、最終的には原告の同意の下で穏便に座席の移動が行われたのであるから、当該車掌の対応が原告の有する何らかの権利又は利益を違法に侵害するものでないことは明らかである。

したがって、慰謝料の支払を求める原告の請求には理由がない。

3 結語

以上より、訴状の請求の趣旨第2項（被告 JR 西日本に対して、新幹線の運賃等の払戻額及び慰謝料の支払を求める請求）は、速やかに棄却されなければならない。

以 上

¹ただし、被告 JR 西日本は、車掌との具体的なやり取りに関する原告の主張を全て認めるものではないが、訴状の請求の趣旨第2項についての審理には不要と考えられるので、あえて反論等を行わない。